

佐賀県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年七月十七日から平成二十一年八月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の 区 間		区 域	
	前	後	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇七号	—	杵島郡白石町大字深浦字二本 杉一二三番地先から 杵島郡白石町大字深浦字二本 杉一二八番一地先まで	—	—
			五・五 二・六	一三九・四